

マージン率等に係る情報提供

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

対象事業所：グローバル株式会社 本社

対象年度：平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

- ① 派遣労働者総数（平成 30 年 3 月 31 日現在）：122 名
- ② 派遣先事業所数：31 件
- ③ 労働者派遣に関する料金の平均額（1 日 8 時間当たりの額）：29,120 円
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平金額（1 日 8 時間当たりの額）：16,711 円
- ⑤ マージン率（③-④÷③）：42.6%
- ⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口 総務 TEL：045-718-6271

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	平均実施時間 (1 人当たり)
CA 基本・応用操作研修	新規採用者 及び入社 1 年目の社員	OFF-JT	グローカ ル株式会 社	無償	有給	8 時間
自動車設計 の基礎と応 用研修	入社 2 年目 の社員	OFF-JT	グローカ ル株式会 社	無償	有給	8 時間
自動車のエ ンジン・ボ ディー解析 研修	入社 3 年目 の社員	OFF-JT	グローカ ル株式会 社	無償	有給	8 時間
次世代自動 車応用技術 研修	入社 4 年目 以降の社員	OFF-JT	グローカ ル株式会 社	無償	有給	8 時間
リーダー研 修	入社 4 年目 以降の社員	OFF-JT	グローカ ル株式会 社	無償	有給	8 時間

※マージン率とは

労働者派遣の料金（上記③）から派遣労働者の賃金（上記④）を差し引いた金額がマージンであり、マージン率とはマージンが労働者派遣の料金に対して、どのくらいの割合を占めているかを表すものです。

マージンが全て、会社の利益になるわけではなく、マージンより会社で発生する諸経費を差し引いた金額が会社の利益となります。

※諸経費の例

1. 社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料、雇用保険料）の事業主負担分
2. 派遣労働者の就業に関する費用（事務管理費、教育訓練等）
3. 健康診断の費用
4. 営業社員、総務社員の賃金
5. 事務所の賃料

上記はあくまでも一例となります。

グローバル株式会社 本社